

令和3年第9回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年9月2日（木）13時29分から13時48分

2. 開催場所 香美市中央公民館

3. 出席委員（17名）

会長	19番 原 心一
会長職務代理	7番 森安 正
委員	1番 水田 義郎 2番 平山 則雄 3番 横山 実男 4番 森田 良彦 6番 堤 昭雄 8番 宗石 和彦 9番 西村 広幸 10番 西岡 久 12番 三木 克司 13番 上島 陽子 14番 鍵山 佳広 15番 小松 和啓 16番 三谷 富重 17番 山内 茂 18番 岡本 博臣

4. 欠席委員（2名）

5番 岡田 修一 11番 山崎 彰

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 非農地証明願いについて

第2号 農地法第4条の規定による届出について（報告）

第3号 農地法第5条の規定による届出について（報告）

第4号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）

第5号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 和田 小百合

事務局係長 川村 周作

農地主事 森本 宏

農地係長 公文 直樹

7. 会議の概要

議長

開会（13時29分）

それでは定刻が参りましたので、ただ今より、本日の会を進めたいと思います。今日はですね、コロナの関係で非常に人数が増えてきたということで今日は推進委員さんにはですね、欠席していただいてます。少人数で短時間に早く済ませてほしいという、いろいろ指示がありましてですね、そういうことにさせてもらいました。来月については人数を見ながらですね、また推進員さんに出席していただくっていうことになるかもわかりませんが、今回はそういう形を取らせていただきますのでよろしくお願いをします。長雨が非常に続いたわけですけども、何とか天気が良くなってきました。まだまだ秋らしいというふうな感じではありませんけれども、たぶんもうすぐ秋の気配が段々感じられるようになろうかと思います。それぞれ皆さん、今日はお忙しい中をご出席いただきまして有難うございます。令和3年の第9回のですね、委員会を開催したいと思いますのでどうかよろしくお願いを致します。

それでは議案に沿いましてですね、進めてまいりますが、今日は議案も若干少なくなっていますし、また農振の除外の件もあったわけですが、今回はですね、早く済ませたいということで次の会に送りましたのでご報告しておきます。

すいません、本日の議事録の署名人につきましては横山委員、森安委員にお願いしますのでよろしくお願ひ致します。

今日は議案書の訂正はありません。欠席委員は、岡田委員と山崎委員から欠席届が出ておりますのでご報告をしておきます。

それでは議案に沿いまして、第1号、今日は3条がありませんが、第1号が非農地証明願いから進めてまいりますので、第1号の説明をお願いをします。

事務局

議案第1号、非農地証明願いについて説明させていただきます。

資料で1番、申請地は土佐山田町神通寺字クツカタ251番6、地目は畠、面積は51.2m²、利用状況は作業場、倉庫、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「昭和49年に251番6へ作業場・倉庫を新築し、昭和59年に店舗を増築して、平成2年に物置・居宅を増築して現在に至る。」調査員は依光推進委員で資料は1です。

2番、申請地は土佐山田町楠目字宮田1504番1、地目は畠、面積は95.0m²、利用状況は駐車場、フラフの干場等、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「申請地は昭和58年12月に相続したが、染物工場を営んでいたため耕作できず、工場に隣接していたこともあり、昭和60年頃に工場の駐車場を設置、染物の糊落とし場やフラフの干場等、染物業のために利用し、現在に至る。」調査員は堤委員で資料は2です。

3番、申請地は土佐山田町楠目字大河内932番2、地目は畠、面積は24m²、利用状況は雑種地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「平成14年頃、申請地の西側部分が分筆されて道路になり、申請地が残地として残った。以来、耕作不適のため耕作することができず雑種地となり、現在に至る。」調査員は堤委員で資料は3です。

4番、申請地は香北町日ノ御子字都路30番2、地目は田、面積は6.6m²、外1筆、計2筆で合計面積、8.5m²、利用状況は宅地の一部、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「昭和61年に[]が相続して以降、20年以上前より宅地の一部として利用しており、庭の一部化した現状となっている。」調査員は三谷委員で資料は4です。

なお4番についての補足説明として申請人の[]は[]さんの甥にあたります。[]さんの姉の子供にあたる方です。説明は以上です。

議長

以上説明が終わりましたので、調査員よりですね、補足説明をお願いしたいと思います。1番につきまして依光推進委員さんお願いします。

推進委員 (3番)

はい、資料1-1と1-2を見て下さい。一応今説明した通りでございます。昭和49年にこの番地にですね、作業場と倉庫を新築してですね、59年に店舗を増築してですね、平成2年に物置、居宅を増築して現在に至っております。現状、この通りでございますので問題は無いと思います。

議長

続きまして、2番、3番につきまして堤委員さんからお願ひ致します。

委員(6番)

はい、資料2-1をご覧ください。この上の地図を見ていただきますとわかるように談議所の[]、[]、[]と並んでる、国道を挟んだ南側になります。ご覧のように駐車場と工場、[]の工場になっております。もう少しぶん前からこういう状況らしいんで隣接する農地もありませんので、問題無いと思います。

続きまして3番の、資料3をご覧ください。ここは農協の北というか西にあ

けばの街道が突き当たったところです。中学校の下になりますが。その交差点の、北の東の北の隅っこに、道路が広がった時の残地ということで、これも一緒にどうにかしてもらったらその当時よかったですんじやないかと思いますけども。残っておって何ともしようがない、三角地でもうほんと雑種地っていう感じです。問題無いと思います。以上です。

議長 4番について三谷委員さん、すいません。

委員(16番) 資料4-2、これは[]さんが相続する前、[]さんの時からこういうふうに辯があつて家の建物もあつたっていうこと、それを[]さんが相続をして、それからまた[]さんのあと[]さんが相続をした。あとで出てくると思います。今回は出て来んけど、この家を[]さんが空き家バンクか、それに登録をということで、急ぎよ、今直していきゆうところですが、この庭と建物のところはずいぶん前からこういう状況になってますが、この周りも[]さんところの土地でしたので何ら影響というか問題は無いと思います。

議長 はい、以上補足説明まで終わりましたので、議案第1号の非農地証明願いについての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

――質疑なし――

議長 格段質問無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

――異議なし――

議長 はい、それでは議案第1号非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の举手をお願いします。

――全員举手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による届出についての報告です。説明をお願いします。

事務局 報告第2号、農地法第4条の規定による届出報告について説明致します。

1番、申請地は上佐山田町宝町1丁目132番、地目は畠、面積は175m²、申請者は議案書のとおり、転用目的は、自己住宅の庭、資料は5で、調査員は事務局川村です。以上です。

議長 議案第2号、農地法第4条の規定による届け出の報告ですが、説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、皆さん方からご質問はありませんかね。

――質疑なし――

議長 ここは市街化区域内の中の農地ということであると思いますので、格段問題は無いと思いますので、報告のみとさせていただきたいと思います。

それでは続きまして議案第3号農地法第5条の規定による届出の報告につきましての説明をお願いします。

事務局 報告第3号、農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、権利の種類は所有者移転売買、申請地は土佐山田町百石町2丁目13番、地目は畠、面積は697m²、貸人及び借人は議案書のとおり、転用目的は建築条件付き宅地分譲、資料は6で調査員は事務局川村です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町西本町3丁目29番1、地目は畠、面積は93m²、貸人及び借人は議案書のとおり、転用目的はバイク、自転車置場、資料は7で調査員は事務局川村です。以上です。

議長 すいません、ちょっと補足しておきますが、1番、2番につきましてですね、説明の中で貸人借人という話が出てきたと思いますが、所有権移転ですので売り渡しになりますよね。

すいません、議案第3号の農地法第5条の規定による届出の報告ですが、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

すいません、事務局の方から補足説明がありますのでよろしくお願ひします。

事務局 すいません、申請番号1の転用目的、分譲住宅、建築条件付き宅地分譲の建築条件付きについて説明させていただきます。土地だけを売ることはせずに [REDACTED] で家を建てる方だけに土地を売るため建築条件付きということです。[REDACTED] で家を建てない方は土地を買えないということになります。以上です。

議長 私も初めてこれを見ましたので、ちょっと事務局の方に手前にですね、問い合わせをかけてありますて、今日補足説明をいただけるということで、売り方についてもですね、こういう売り方もあるかなあということで、[REDACTED] もなかなかやるなあというふうに思いました。

委員（9番） 大津にアンテナ広場があるでしょう。

議長 展示場。

委員（9番） あそこへメーカーが建てています。あの中に[REDACTED]が家も建てゆう、ほんと自分で建設業をやりながら家も建てゆうからということでこの分譲を自分の条件付きにしたがよ。

議長 はい、わかりました。他に何かございませんか。

――質 疑 な し――

議長 各段無いようですので、この件につきましてもですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第4号、香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、説明をお願いします。

事務局 議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

1番、新規設定です。土佐山田町林田の農地1,559m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、ネギを栽培します。賃借権で期間は5年になります。

2番、こちらも新規設定で、土佐山田町山田の農地1,965m²を、同じ[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年です。

5ページにいきまして3番、こちらも新規設定で、土佐山田町山田の農地、3,489m²を、2番と同じ[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻と野菜を栽培します。賃借権で期間は5年です。

4番、こちらは再設定になります。土佐山田町山田の農地、5,558m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、生姜を栽培します。賃借権で期間は5年です。

6ページにいきます。5番、新規設定です。土佐山田町新改の農地6筆、合計2,781m²を■の■さんが借り受け、水稻、ニンニク、果樹等を栽培します。使用貸借権で、期間は5年です。■さんですが、相続人の■さんからいいますと甥っ子さんになります。家族内でということになります。

続いて7ページへいって6番、新規設定になります。香北町下野尻の農地、525m²を■の■さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は7年です。

最後に7番、6番と同じ香北町下野尻の農地、697m²を■の■さんが借り受けます。現在同じ方が管理しておりますが、もともと6番はお母さんの方が、7番は息子さんが所有しておりましたところ、お二人とも亡くなつたものです。現在の管理者は同じですが、所有者が異なるため、2件に分けて申出書を提出していただいております。こちらの農地におきましても■さんがニラを栽培するということで期間については貸借権で7年となっております。以上です。

議長 以上説明が終わりましたが、ただ今よりですね、質疑を議案第4号質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

——質 疑 な し ——

議長 格段無ければですね、諮問ですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異 議 な し ——

議長 はい、それでは議案第4号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、賛成の方の举手をお願いします。

——全 員 举 手 ——

議長 はい、どうも有難うございました。全員賛成です。
それでは議案第5号のその他の件につきまして何かありますか。

事務局 無いです。

議長 格段無いようですので、本日の会を終わりにします。

閉会（13時48分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原 一



署

名 人

福山 真男



署

名 人

森 勇 重

